

## 明星大学人文学部研究紀要投稿規程

- 1 明星大学人文学部研究紀要（以下本紀要という）は、年1回、3月に発行することを原則とする。紀要是電子化し、大学の機関リポジトリに掲載する。その他必要に応じて紙媒体及び抜刷を作成する。
- 2 本紀要の原稿募集・編集は人文学部紀要編集委員が行う。
- 3 紀要投稿者は、明星大学人文学部所属の教授（名誉教授）・准教授・専任講師・助教・助手・客員教員・特任教員・常勤教員・兼任講師等とする。ただし、本学部教員との共同研究者が、本学部教員との連名で投稿することを認める。なお、その他の投稿者については、その都度人文学部研究紀要編集委員会において審議する。
- 4 原稿の種類  
本紀要に掲載する原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 論文
  - (2) 研究ノート
  - (3) 書評
  - (4) 資料
  - (5) その他紀要編集委員会が認めたもの
- 5 投稿原稿は学術的価値のあるものに限る。
- 6 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表のものはこの限りではない。
- 7 投稿原稿はすべて編集委員会において査読し、掲載の可否を決定する。編集委員会が必要と認めた場合は委員以外の教員に査読を委嘱することがある。なお、編集委員会と投稿者との協議により原稿の種類を変更することがある。
- 8 校正は原則として二校までとし、執筆者が行うものとする。校正は単に誤植の訂正など、必要最低限に止めるように努める。
- 9 執筆者には本誌5部、抜き刷り50部を贈呈する。抜き刷りの追加を必要とする者には、予め申し出のあった場合に限り、追加作成する。ただし、その追加作成分は、実費を徴収する。
- 10 原稿が執筆要領に適合しない場合は修正を求め、修正が行われない場合は受理しない。
- 11 投稿原稿の募集は毎年6月に行い、所定の応募用紙を後期授業開始日までに届け出る。原稿締切日は毎年10月末日（日曜日の場合はその前日）とする。いかなる事情があっても、締切日以降は受け付けない。
- 12 執筆要領は別に規定する。
- 13 本規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学部長が行う。
- 14 本規程は平成24年5月24日より実施する。  
平成19年6月28日一部改訂 平成21年5月28日一部改訂  
平成24年5月24日一部改定